

平成31年度地域交通タクシー・バス利用券交付申請について

日常生活で必要とされる買い物や医療機関への受診などの交通手段の確保と、利便性の高い公共交通サービスを提供するため、対象者に、タクシーとバスの利用券を交付し、利用した運賃の一部を助成します。

平成31年度の各利用券の交付について、新たに対象となり希望される方、また平成30年度から引き続き利用を希望される方は、次のとおり申請の受け付けを行います。

なお、昨年から引き続き利用されている方への更新手続きのお知らせ通知はいたしませんので、ご留意ください。

利用までの流れ

①申請手続き

申請受付 平成31年4月1日(月) 午前9時から
※4月1日(月)～5日(金)は大変混雑が予想されますので、時間に余裕をもつてお越しください。

対象 自動車運転免許証の返納者と、70歳以上の高齢者で自動車を保有していない方

タクシー利用料金助成事業

○日常生活で必要とされる場所への移動（買い物、病院、公共施設、金融機関、駅、バス停等）

○内線224 企画担当

申請場所 役場2階会議室
提出書類 交付申請書（企画財政課窓口及び申請場所で配布）

※31年度中に70歳に到達する方も含みます。
※本人または本人の家族等が自動車を日常生活の交通工具として使用することができない場合をいいます。事故等により一時的に自動車を保有していない場合は含まれません。

バス利用料金助成事業
対象 自動車運転免許証の返納者と70歳以上の方
※31年度中に70歳に到達する方も含みます。

※新たにタクシー利用料金の助成を受ける場合は、顔写真（縦3cm×横2cm）をご持参ください。
※更新申請される方は利用者証を必ずお持ちください。

○新規の場合 申請後、利用券のお渡しまでに1週間程度日数を要します。

※利用限度枚数を超えた料金は自己負担となります。
※利用券をお持ちの方同士で乗り合わせることで、利用券を有効に使用できます。（例：利用登録者が2人で乗車した場合は6枚まで利用可。）

○利用者証・利用券の交付
利用券 1枚あたり500円
交付枚数 72枚（年度途中に申請する場合は月割り）
利用限度枚数 1回の支払いで3枚まで

利用券 1枚あたり100円
交付枚数 200枚
利用限度枚数 1回の支払いで3枚（300円分）

○更新の場合 申請時に利用券をお渡しします。未使用の利用券がある場合はご持参ください。

※利用券をお持ちの方同士で乗り合わせることで、利用券を有効に使用できます。（例：利用登録者が2人で乗車した場合は6枚まで利用可。）

注意事項 端数が生じた場合は自己負担となります。（例：運賃が230円の場合は利用券2枚と自己負担額30円。）

○日常生活で必要とされる場所への移動（埼玉医科大学病院（毛呂山町）は可）

利用範囲 ○町内での乗降による利用（埼玉医科大学病院（毛呂山町）は可）
※日常生活中で必要とされる場合は利用券2枚と自己負担額30円。



「ウエルカフェ」をご利用ください

越生東地内に開店したドラッグストアのウエルシアには、休憩の場、地域貢献活動の場として無料で利用できるコミュニティースペース「ウエルカフェ」が備えられています。

ぜひご利用ください。詳しくはウエルシア越生店まで。

問ウエルシア越生店 TEL 277-2750

特別障害者控除・障害者控除と おむつ代の医療費控除について

若者の結婚に対する希望を叶えるため

老齢者の特別障害者控除・
障害者控除対象認定書の発行について

除に該当

身体障害者手帳等を有持ちでなくとも、65歳以上で要介護認定を受けている方などのうち、次の①と②のどちらかに該当する方は、所得税や町県民税の特別障害者控除や障害者控除の対象になることがあります。

確定申告等をする場合は、町で発行する「認定書」が必要となりますので、健康福祉課窓口に申請してください。

対象 ①町の「在宅ねたきり高齢者等介護慰労金」の受給対象となる、ねたきり高齢者など（特別障害者控除に該当）
②ねたきりや認知症の状態が一定の基準を満たしていることを、要介護認定の際の「主治医意見書」により確認できる方（特別障害者控除または障害者控

おむつ代の医療費控除の
「確認書」について

おむつ代の医療費控除を申告する場合、次の①から③にすべて該当する方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、町が発行する「確認書」により代用することができますので、健康福祉課に申請してくください。

対象 ②要介護認定を申請し、すでに認定結果が通知されている方
③ねたきりの状態で尿失禁の可能性があることを、要介護認定の際の「主治医意見書」により確認できる方

縁結びサポーターを募集します

町では、結婚を希望する男女の出会いの場の提供など

⑤結婚の仲介や支援するこ

いなし方

となどに熱意のある方

活動内容 ○結婚を希望す

る独身者同士の仲介など

の結婚支援

が結婚し越生町に定住した場合、5万円の報奨金を支給

※結婚した方がサポーターの3親等以内の親族の場合は交付の対象外です。

申込み 登録申込書記入のうえ、郵送または企画財政課窓口へ提出

活動開始日 平成31年4月1日

す。この縁結びサポーターの仲介により結婚が成立した場合には、活動に対する謝礼としてサポーターに報奨金を支給します。ぜひ、ご協力ください。

○結婚支援に関する知識を習得するための研修会等への参加

※サポーターは、活動により知り得た個人情報を、決して漏らしてはなりません。

※様式は、町のホームページからダウンロードできます。

○対象 次のすべてに該当する方
①越生町に在住、在勤の方
②20歳以上の方
③暴力団関係者でない方
④結婚相談業を生業として

○町が行う結婚相談会や情報交換会への参加

○報奨金 縁結びサポ

企画財政課 企画担当

TEL 350-0494 越生
内線224
町大字越生900-2

問 健康福祉課 高齢者介護
担当

TEL 内線116

税の作文入賞作品

中学生の税に関する作文
(納稅貯蓄組合主催)

越生町長賞=「税金はなくてはならないもの」中島大輝さん(越生中3年)
越生町教育長賞=「ふるさと納税を上手に利用して」野澤遙斗さん(越生中2年)

高校生の税に関する作文
(川越地区租税教育推進協議会主催)

関東信越税理士会埼玉県支部連合会長賞=「消費税と財政」加藤碧さん(武藏越生高2年)
川越税務署長賞=「スポーツと税金の関わり」清水玲太さん(武藏越生高1年)、「税の大切さ」新井文菜さん(武藏越生高1年)

飯能県税事務所長賞=「安心」と税」長谷川美月さん(武藏越生高2年)
越生町長賞=「税金はチームプレー」真下力也さん(武藏越生高2年)
越生町教育長賞=「被災地を助け支える税金」山谷向日葵さん(武藏越生高1年)

問 税務課 課税担当 TEL内線133